

可能である。実際、フィリピン政府はBOTスキームを用い海外民間資金で発電所を建設しようとしている。一方、はつきりとした成果を得るのに二〇年から三〇年の月日を要する林業関連の事業では、民間資金をあてにするのは困難である。このようなセクターにこそ、今後より多くの公的資金が注がれるべきではないだろうか。

「この木はどこから来たの?」「日本から来た」。いつの日かフィリピンの地でこんな会話を聞いてみたいものである。

(藤崎 成昭)

マレーシア◎先進国を批判する森林資源国

●「ランカウイ宣言」と南北の対立

環境問題への世界的な関心の波は、マレーシアにもまた例外なく押し寄せて いる。一九八九年十月に首都クアラルンプールで開催された第二七回英邦政府首脳会議(十八・二十四日)の開会演説の中で、マハティール首相は「環境問題は決して無視できず、緊急に解決方法を求めなけ

ればならない」とその重要性と緊急性を参加した四七カ国の代表に強く訴えた(注1)。さらに、マレーシア政府は、同会議中を通じてイニシアティブを發揮し、最終的に会議の付属コミュニケとして、開催地ランカウイ島の名を冠した「ランカウイ島宣言（一〇項目）」をとりまとめる中心的な役割を担つた。

この宣言の中で、環境問題解決のための国際的な基金の創設の必要性については参加各国の合意がみられた。しかし、新たな特別基金（Planet Protection Fund）の創設を主張するインドと既存の国際援助機関の資金の活用を主張するイギリスとが対立し、具体的な案を提示するにはいたらなかつた(注2)。

この会議の結末が象徴するように、環境問題に対し「全世界的な対応が必要」という総論レベルでは各国の合意が容易に得られても、各論の具体的対策レベルでは各国の対応の違いが大きいのが現状である。とくに途上国側には、現在の環境問題に対する世界的な世論の高まりが、先進国主導であることに対し、ある種の戸惑い、そして厳しい批判さえも生まれている。

◎マレーシア「連邦政府」と森林伐採問題

冒頭のマハティール演説は続けて、「現在の世界的な環境問題への関心の高まりの中で、（先進国側に）途上国を批判する意図がみられるが、我々の環境を破壊したのは先進国である。そして、貧しい国々は富裕な国々のこれまでの罪を償うことを強いられてはならない」と現在の環境問題に対する先進国側の姿勢を強く批判した。

とくにマレーシア連邦政府が反発しているのは、熱帯林の伐採問題である。首相を初め政府首脳は、「先進諸国が、森林伐採の禁止を我々に求めるのは不公正である。我々は、与えられた資源を利用して自国を開発する権利がある」と反論している。つまり、マレーシア連邦政府もまた環境問題の重要性を認識しつつも、それが経済開発の機会を奪うことにつながらないように、自国の経済開発計画の中で環境問題を考慮するというのが基本的な立場である。

その後、マレーシア政府はアメリカ、EC、オーストラリアを中心に起きている熱帯雨林保護運動やマレーシア産の木材の不買運動に対抗するために、一九八九年秋には第一次産業相リム・ケンヤイク (Lim Keng Yaik、林敬益) を欧州に派遣、インドネシア森林省と合同で熱帯雨林保護運動への対抗キャンペーンを実施させるなど、森林資源国として環境問題に対する政策対応の正当性を主張しようと試みている。

●マレーシアの森林資源と木材輸出

マレー半島、ボルネオ島のサバ、サラワクの三地域を中心にして構成されるマレーシアの国土は、日本全土の約八〇%に当たる三二一八四万ヘクタールである。このうち森林地帯 (Forested Land) が国土の六二%、二〇二九万ヘクタールを占める。これは、国有林と民有林を合わせた日本森林地帯 (二五一〇万ヘクタール 一九八五年) の約八割に相当する。

森林地帯の分布をみると、三地域でかなり状況を異にする(表1参照)。まず、半島部では、森林地帯は総面積の四八%を占めるにすぎない。このうち、木材生産にあてることができる森林で

表1 地域別・行政区別森林面積（1988年）

(単位：1000ha)

	国 土	森 林 地
半島部 マレーシア	13,160	6,283 (48%) { 留保林………3,083 ¹⁾ 自然保護地………599 ¹⁾ その他………2,611 ¹⁾ } 保護林 生産林 アメニティ用林
サラワク州	12,325	9,406 (76%) { 永久林………4,562 州有林………4,844 } 保護林………769 保護林………3,788 公共林………5
サバ州	7,362	4,605 (60%) { 保存林…3,349 ²⁾ 州有林…1,138 ²⁾ } 保護林………100 ²⁾ 商用林………2,675 ²⁾ アメニティ用林…21 ²⁾ マンゴロープ…317 ²⁾ その他………236 ²⁾
マレーシア 全体	32,847	20,294 (62%)

(注) 1)のデータは1981年、2)のデータは1985年。その他は1988年データである。

(出所) Dept.of Statistics Malaysia, *Yearbook of Statistics 1989*.Dept.of Statistics Malaysia, *Annual Statistics Bulletin Sarawak 1989*.Dept.of Statistics Malaysia, *Annual Statistical Bulletin Sabah 1985*.Ministry of Primary Industries, *Annual Report on Forestry in Peninsular
Malaysia 1981*.

ある生産林 (Productive Forests) は、二二二二万ヘクタール (一九八一年) である^(注3)。州別に分布をみると、生産林面積の多い州は、サラワク、サバでは森林面積がそれぞれ州領地の七六%、六〇%という高い比率を占めている。

これらの豊富な森林資源を基にした丸太及び製材など木材関連製品もまた、輸出に大きく依存するマレーシア経済の重要な柱の一つである。マレーシア全体でみると、近年の電子部品(主

III 新「成長圏」の光と陰—東南アジア諸国

表2 地域別・品目別輸出実績（1988年）

(単位：100万リンギット)

	半島部 マレーシア	サバ	サラワク	全マレーシア
丸太	3	2,159	1,850	4,012
製材	1,208	520	150	1,878
合板	521	106	48	675
单板	26	74	19	120
モールディング	355	—	56	410
合計	2,113	2,859	2,123	7,095
総輸出額 (%)	—	6,815 42.0	7,219 29.4	55,334 12.8

(注) 1リンギットは、2.62US\$、約52円(88年)。

(出所) Department of Statistics Malaysia, *External Trade Statistics 1988*.

堀井健三編『マレーシアの工業化—多種族国家と工業化の展開』アジア経済研究所、1990年。

『日刊木材新聞』1989年9月8日。

としてIC)と繊維製品を中心とする工業製品の成長から、総輸出額に占める木材関連製品の比率は一三%と相対的に低くなっている。しかし、サバ、サラワク両州の木材・木材関連製品への輸出依存度は高く、サバ州では四二%、サラワク州ではやや低いものの二九%を占める(表2参照)。

また、品目別にみると半島部では製材がその大半を占めるのに対し、サバ、サラワク州からは、丸太のままの輸出の比率が圧倒的に高い。また、その仕向地はサバ州の場合、日本が六〇%以上、サラワク州の場合は日本が四五%、次いで台湾が二四%となつており、共に日本への輸出比率が高い。

●森林政策と連邦制度(連邦—州関係)

マレーシア連邦政府の森林伐採問題への反発は冒頭で述べたとおりである。しかし、

その実状を行政制度面からみると、より複雑な様相を呈する。

マレーシアは一三の州からなる連邦制国家である。現行の連邦憲法では、森林を含む土地に関する事項は連邦政府ではなく、各州政府の権限の下に置かれている(注4)。

各州に置かれた森林局 (Forestry Department) は、森林伐採に関する許認可、伐採税 (ロイヤリティ) の決定、再植林計画など森林行政に関し、その政策立案と法制化、執行に携わっている。

これに対し、連邦政府の権限はきわめて限られている。連邦政府の第一次産業省 (Ministry of Primary Industries)・森林局が、各州の森林局に対し、森林調査の実行、森林政策に関する専門的な助言と技術的な協力の供与などをを行うのみである。これを受けて、各州政府は連邦政府からの専門的な助言を受け入れなければならない。しかも、連邦政府のこの限られた権限は半島部の一州政府に対してのみである。表1でみたとおり、マレーシアの二大森林資源州であるサバ、サラワクは半島部一州政府に比して連邦政府からより独立的な立場が憲法上保障されている。

両州は、半島部一二州と同じように連邦政府からなされる助言について、「考慮しなければならない。ただし、それらを受け入れることは求められていない」(注5)とされている。

このように各州独自の森林政策の実行が保障されていることは、裏返せば、マレーシア全体としては、政策の統一がなされていないことを意味する。このために、七八年に半島部各州の森林政策、森林開発計画を「調整する」と目的として、「国家森林政策 (National Forest Policy)」が策定され、その実行機関として「国家森林協議会 (National Forestry Council)」が設立され

III 新「成長圏」の光と陰—東南アジア諸国

表3 行政機構別にみた森林政策

	丸太輸出	製材	目標
半島部州政府	禁止	1990. 3. 1 品目指定により輸出税の課税措置を導入	サバ、サラワク州に対し、丸太の半島部への供給を要請。
サバ州政府	禁止せず。 丸太の伐採税を段階的に引き上げる。 90. 1 ~ 90. 5 引き上げ率5.4% 90. 6 ~ 91. 5 同8.4% 91.6以降 11.4%		州内供出比率を、州生産総量の50%にまで引き上げる。
サラワク州政府	禁止せず。		州内供出比率を、生産総量の95年までに30%（89年現在10%）にまで引き上げる。

（出所）新聞報道などより筆者作成。

た。しかし、これらが森林に関する州権限を侵すものではないことはいうまでもない。

●半島部とサバ、サラワクの森林政策

この結果、マレーシアの森林行政は、その行政機構に対応して三つに分けて考えることができる。すなわち、半島部、サバ、サラワク各々の森林行政である（表3参照）。

まず、半島部について森林政策をみると、丸太輸出に関して、輸出禁止品目の指定と数量規制の二つの方法が採られた。品目指定については、一九七二年に数種類の丸太について輸出禁止措置が採られたのが始まりである。輸出が禁止されている丸太の種類は、その後現在に至るまで四回にわたり追加

され、最終的に八五年一月より全面的に禁止措置が採られている。

数量規制については、全面禁止措置が採られるまでの措置として、一九七六年九月から導入されている。これは、直径四一センチ（一六インチ）以上の丸太についてその輸出数量を規制し、マレーシア国内での木材加工産業育成を目的とした。八四年に、この輸出数量枠は、半島部の丸太総生産の半分、もしくは四万一〇〇〇立方メートルまでとされていた。

さらに、近年の森林資源保護の傾向に対し、連邦政府は引き続き丸太の輸出を禁止するとともに、製材産業、さらに木材加工産業の下流部門の育成のための措置を講じようとしている。具体的には、一九九〇年九月一日より、ムランティなど一二種類の特定の製材について、新たに輸出税を課す（一立方メートル当たり一二〇リンギット）ことで製材での輸出も制限し、マレーシア国内でさらに加工を促進することにした（注6）。そして、この輸出税による収入は、再植林事業と森林の研究開発に充てられることになっている。

これら近年の措置は、欧米での熱帯雨林保護運動を遠因としつつも、一九八六年にマレーシア政府が公表した「中・長期工業化マスター・プラン（一九八六一九九五）、IMP」の中で強調された「資源加工型・輸出型産業の育成」という課題に対応して採られたものである。つまり、マレーシア政府は、従来原木で輸出していた森林資源を工業化の原材料へと転換することによつて、自国の経済開発を正当化し、先進国の環境保護の動きを「経済・工業開発の機会を奪うもの」と逆に批判しようとしているといえる。

次に、サバ、サラワクの森林政策は、連邦憲法で保証された州権限の下で制定された法律を基

礎として展開されている。サバ州では、「森林条例（Forest Ordinance）」と「森林規則（Forest Rules 1954）」である。また、サラワク州では、同じく「森林条例（Forest Ordinance 1953）」の「サラワク森林法（Forest Law of Sarawak）」である（注⁷）。

ここでは、資料や紙幅の関係上、ブナン族などエスニック・マイノリティの問題からも全世界的な注目を集めていたサラワクを中心概観しておきたい（注⁸）。

サラワク州では、「森林法」および「土地（区分）条例（Land[Classification] Ordinance 1948）」によって、永久林（Permanent Forest）と州有林とに分類される。後者のみが、農業そのほかの用途に転用できる土地である。永久林はその言葉から「永久に森林である」と想像させるが、そうではなく森林資源を永久に供給する森林という意味である。

永久林については、①丸太・製材など木製品を供給する目的から留保される留保林（Forest Reserves）、②州内消費用の森林または狩猟地域としての保護林（Protected Forest）、③州有林の三つに区分される（表1参照）。

表3にみられるように、近年の森林保護の動きに対し、サラワク州政府は州内への供出比率の段階的な引き上げを表明したものの、同州からの丸太の輸出はこれまでどおり継続され、禁止措置は採られていない。

また、国際熱帯木材機関（ITTO）に提出された報告書（いわゆるサラワク・レポート）についても（注⁹）、マレーシア連邦政府として、いくつかの条件の下で受け入れることを表明したものの、政府が提示した実施時期は明らかにされていない。

これに対し、サバ州政府の対応は、サラワク州政府と違いがみられるようになった。サバ州もまた、これまでどおり丸太の輸出を継続するものの、その比率を減らす方針を決めた。

また、そのためには必要な措置として、一九九〇年一月から伐採税を現行税率から五・四%引き上げ、さらに向こう一年間に二度にわたり段階的に引き上げることを明らかにした。

森林資源保有国としてのマレーシアは、連邦レベルでは世界的な森林資源保護の動きに対し、強く反発している。しかし、「連邦制」国という視点からとらえ直すと、半島部、サバ、サラワクの三地域の各州政府の、工業化に対するスタンス、州政府の財政構造—とくにサバ、サラワク州政府財政の森林資源の輸出収入に対する依存度の高さ—の違いから、対応に差がみられ、複雑な状況になつてきているといえよう。

[注] —

- (1) *Business Times (Malaysia)*, Oct. 19, 1989.
- (2) *Business Times (Malaysia)*, Oct. 21, 1989; *Far Eastern Economic Review*, Nov. 2, 1989.
- (3) 半島部の森林は、七八年の国家森林政策に基づいて区分かれている。留保林 (Forest Reserves) は、「生産林」の他、健全な気候、水供給の確保など環境保護のためにあてられる森林としての「保護林 (Protective Forests)」と余暇、教育、研究用に保護される森林として「アメニティ用森林 (Amenity Forests)」となる。詳細⁺⁺“National Forest Policy”（一九七八年四月十日 国家土地協議会決定）。
- (4) 「マレーシア連邦憲法 (Federal Constitution)」第七四条、第九五B条および付則九のリスト一。

III 新「成長圏」の光と陰—東南アジア諸国

- (5) 「マレーシア連邦憲法」、第九四条第一項及び第九五E条。
(6) やらに九一年三月一日より新たに一三種類の製材について、一立法メートル当たり六〇リンギットの輸出税を課税する。
- (7) 加えて、それぞれ、土地に関する法としてSabah Land Rules, 1930とSarawak Land Rulesが補う。
- (8) ペナン(Penang)族は、東南アジア、とくにボルネオ島の森林に居住する採集狩猟民である。サラワク州内には、五七〇〇人余りが居住していると推定されている(一九八〇年人口センサス)。現在、森林開発の進展に伴い、彼らの先住権が優先される地域が縮小しており、マレーシアの森林資源問題は環境問題にとどまらず、マイノリティの問題としても世界的に注目されている。黒田洋一他「共同報告 热帯雨林を呑みこむ日本」『世界』一九九一年一月号)、INSAN, *Logging against the Natives of Sarawak, Selangor*, 1989など参照。
- (9) サラワク・レポートについては、渡邊奉勝「マレーシア・サラワク州熱帯林伐採量削減勧告」(『国際資源』第一九三号 一九九〇年十一月)。

(鳥居
高)